

入札の実施について（公告）

下記のとおり、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定により、公告する。

平成31年4月8日

山形市長 佐藤 孝弘

記

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

山形市南部への児童遊戯施設整備事業

(2) 事業実施場所

山形市大字片谷地字谷地地内

(3) 事業期間

ア 設計・建設期間 平成32年1月から平成34年1月まで

イ 開業準備期間 平成34年2月

ウ 維持管理・運営期間 平成34年3月から平成49年3月まで（15年1か月間）

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札書及び提案書の受付

ア 受付日時 平成31年8月1日（木）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

（提出は持参によるものとする。）

イ 受付場所 山形市こども未来部こども未来課

(2) 開札

ア 開札日時 平成31年8月1日（木）午後3時15分

イ 開札場所 山形市役所 入札室

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、本事業の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者その他業務に当たる者の複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。

イ 入札参加グループは、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する企業でS

P Cから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とS P Cに出資しない企業でS P Cから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」といい、構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。入札参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。

ウ 構成企業は、S P Cから請け負った業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに市に通知すること。

エ 構成企業には、山形市内に本社を有する者を3者以上入れること。

オ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後のP F I普及の意味から、山形市内に本社を有する者の積極的な参加を期待し、落札者の審査に当たっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮するものであること。

(2) 構成員・協力企業・代表企業の選定

ア 入札参加者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

イ 構成員の中から代表企業を定め、代表企業が資格審査の申請及び入札手続を行うこと。

(3) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において関連のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(4) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることができない。

(5) 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 山形市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 山形市南部への児童遊戯施設整備事業者検討委員会の委員及び出席を求める学識経験者が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者

エ 本事業について、市がアドバイザー業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関連のある者

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 日比谷パーク法律事務所

オ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でない者

(イ) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

a 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

b 民事再生法（平成12年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

c 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者

d 旧破産法（大正11年法律第71号）若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

(ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

a 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

b 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

c 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

d 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等

e 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当するもの

(エ) 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人

(オ) その者の親会社等が（イ）から（エ）までのいずれかに該当する法人

(6) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理、維持管理、運営その他の各業務に当たる者は、上記(5)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)までの要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。

(ウ) 平成20年4月1日以降に、延べ床面積2,000㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築（建物の一部のみの改築を除く。）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(エ)までの要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、(ア)から(エ)までの要件を満たす構成員を1者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。

(ウ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に建築一式工事として登録されており、格付けがA等級で、かつ、総合点数が870点以上のものであること。

(エ) 平成20年4月1日以降に、延べ床面積2,000㎡以上の公共施設の整備に係る新築又は改築工事（建物の一部のみの改築工事を除く。）の施工実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体のうち最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)から(ウ)までの要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。

(ウ) 平成20年4月1日以降に、延べ床面積2,000㎡以上の公共施設の整備に係る新

築又は改築（建物の一部のみの改築を除く。）の基本設計業務、実施設計業務又は工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は（ア）から（ウ）までの要件を満たし、他の者は（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

- （ア）維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。この場合において、SPCから請け負った維持管理業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用する場合は、当該第三者又は下請人が担当業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有することでもよいこととする。
- （イ）市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されている者であること。
- （ウ）平成20年4月1日以降に、公共施設に係る維持管理業務について、2年以上の実績を有していること。

オ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。ただし、運營業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は（ア）から（ウ）までの要件を満たし、他の者は（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

- （ア）運營業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。この場合において、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託し、又は下請人を使用する場合は、当該第三者又は下請人が担当業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有することでもよいこととする。
- （イ）市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されている者であること。
- （ウ）平成20年4月1日以降に、次のいずれかの施設に係る運營業務について、2年以上の実績を有していること。
 - （a）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、保育所、幼保連携型認定こども園又は児童厚生施設
 - （b）児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業に基づき設置される子育て支援センター
 - （c）遊具が設置されている幼児・児童の遊びの支援を目的とした施設のうち、市が認めるもの

カ その他業務に当たる者

アからオまでの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、次の要件を満たすこと。

(ア) 業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) 市の平成31・32年度競争入札参加資格者名簿（登録分野は問わない。）に登録されている者であること。

(7) 市の入札参加資格を有さない者の参加

平成31・32年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査の受付期限までに登録を行うこと。

(8) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査受付日とする。

(9) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

イ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

ウ 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合は、市は、落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。

4 契約条項等を示す場所

山形市のホームページに掲載する。

5 入札保証金

山形市契約規則第5条第2号の規定により免除する。

6 契約保証金

契約保証金については、施設整備期間において施設整備業務に係る対価の合計額から割賦

金利を除いた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、施設整備費相当の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、若しくは工事請負人等をして履行保証保険契約を締結させる場合には、契約保証金を免除する。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、保険金請求権の上に、市を第一順位とする質権を設定する。

7 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正若しくは不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取やめ等の対処を図る場合がある。

8 入札の無効

(1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

9 入札参加資格審査の受付日時及び場所

(1) 受付日時

平成31年5月27日（月）から平成31年5月29日（水）午後3時まで
（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと。）

(2) 受付場所

山形市こども未来部こども未来課

10 その他

上記に定めるもののほか、入札の方法その他本件入札の実施等に関しては、別紙「入札説明書」に定めるところによる。

11 問合せ先

- | | |
|----------------|---|
| (1) 担当部署 | 山形市こども未来部こども未来課 |
| (2) 住所 | 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 |
| (3) 電話 | (023) 641-1212 |
| (4) FAX | (023) 624-8840 |
| (5) 電子メールアドレス | kosodate@city.yamagata-yamagata.lg.jp |
| (6) ホームページアドレス | https://www.city.yamagata.yamagata.lg.jp |